

# 誓 約 書

年 月 日

私は、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  
(相模原市指定下水道工事店規則第8条の項目が遵守できない者)

(指定工事店の遵守事項)

第8条 指定工事店は、下水道法(昭和33年法律第79号)その他関係法令、条例及び相模原市下水道条例施行規則(昭和43年相模原市規則第34号。以下これらを「法令等」という。)を遵守するほか次の事項を守らなければならない。

- (1) 条例第4条第1項及び第2項に規定する市長の確認を受けた排水設備の新設等の工事(以下「排水設備工事」という。)でなければ、これに着手しないこと。
- (2) 指定工事店証は店内の、標示板は店頭のそれぞれ見やすい場所に掲示すること。
- (3) 排水設備工事の申込みがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒否しないこと。
- (4) 排水設備工事の申込者にその工事の内容及び施行に当たつて必要な条例に規定する手続について、詳細に説明すること。
- (5) 排水設備工事は、誠実かつ迅速に施工すること。
- (6) 排水設備工事は、専属の責任技術者の監督の下に施工すること。
- (7) 排水設備工事が完了した場合は、完了後3日以内に当該工事の竣工図面を添え、その旨を当該工事の申込者に通知すること。
- (8) 市長が行う排水設備工事の現場検査に専属の責任技術者を立ち合わせること。
- (9) 他人に指定工事店の名義を貸与し、又は一括して下請人に工事を施工させないこと。
- (10) 使用人の排水設備工事その他の業務上の行為については、すべて責任を負うこと。

商号(名称)

申請者

所在地

代表者氏名

相模原市長 あて